

小千谷市除雪等業務共同体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、小千谷市除雪等業務委託資格審査要領（以下「審査要領」という。）における除雪等業務共同体（以下「除雪共同体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(除雪共同体の運営形態)

第2条 除雪共同体の運営形態は、各構成員が除雪等業務共同体協定書に基づき一体となって、審査要領第2条に定める業務（以下「除雪等業務」という。）を遂行する共同遂行方式とし、分担業務型の形態によるものとする。

(構成員数)

第3条 除雪共同体の構成員数は、各除雪ブロックにおける1構成員当たりの平均除雪延長が9km未満となるようにするものとする。

(構成員の組合せ及び要件)

第4条 除雪共同体の構成員は、次の各号の要件を満たす者による組合せとする。

- 一 審査要領第5条第2項の要件を満たす者による組合せとする。
- 二 除雪共同体の代表者は法人とし、他の構成員は法人又は個人事業者の組合せとする。

(代表者)

第5条 代表者は、除雪共同体を管理統括するものとする。

(結成方法)

第6条 除雪共同体の結成方法は、第4条の規定による要件を満たす者による自主結成とする。

(資格申請)

第7条 除雪共同体が施工体制の提案に参加しようとする場合は、次に定める書類を市長に提出するものとする。なお、構成員に変更があった場合は、その都度変更申請書及び変更協定書を市長に提出し、承認を受けるものとする。

- 一 除雪等業務共同体委託契約参加資格申請書（様式1-1）
- 二 除雪等業務共同体協定書（様式2）
- 三 除雪等業務共同体委託参加資格申請の審査書類
 - ア 審査要領第4条第4号に掲げる要件を証明する書類（全構成員の納税証明書の写）
 - イ 審査要領第5条第2号に掲げる要件を証明する書類（全構成員の建設業許可通知書の写、小千谷市建設工事入札参加資格審査結果通知の写、労働保険の保険関係成立届の写及び概算保険料申告書の写）

(除雪共同体の委託契約参加資格)

第8条 除雪等業務に係る施工体制確認型随意契約方式への除雪共同体の委託契約参加資格については、第4条第1項の各号及び審査要領第3条及び第4条に適合しているかを審査のうえ、適当と認めたときは市長が付与(様式1-2)する。

(緊急時連絡体制表の提出)

第9条 契約除雪共同体は、委託契約締結後、速やかに除雪共同体の緊急時連絡体制表(任意様式)を提出しなければならない。

附 則

本要領は、令和元年6月5日から施行する。